

令和3年第2回

富谷市議会定例会議案書

令和3年6月11日提出

富 谷 市

令和3年第2回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1 号	富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2 号	富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	5
議案第 3 号	令和3年度富谷市一般会計補正予算（第4号）・・・・・・・・	別冊
議案第 4 号	令和3年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）・・・・	別冊
議案第 5 号	令和3年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第1号）・・・・	別冊
議案第 6 号	令和3年度富谷市下水道事業会計補正予算（第1号）・・・・	別冊
議案第 7 号	令和3年度富谷市水道事業会計補正予算（第2号）・・・・	別冊

承 認

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度富谷市一般会計補正予算（第3号））・・・・・・・・	8
---------	--	---

議案第 1 号

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年6月11日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
目次 第1章～第5章 略 <u>第6章 雑則（第49条）</u> 附則 第1条～第5条 略 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第1項，第14条第1項及び第2項，第15条第1項，第2項及び第5項，第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。），幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園	目次 第1章～第5章 略 附則 第1条～第5条 略 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第1項，第14条第1項及び第2項，第15条第1項，第2項及び第5項，第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>）において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。），幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園

改 正 後	現 行
(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～4 略 5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次</u>に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 第7条～第48条 略	(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～4 略 5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次</u>に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 第7条～第48条 略

改 正 後	現 行
<u>第6章 雑則</u> <u>(電磁的記録)</u> <u>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、</u> <u>記録，作成その他これらに類するもののうち、</u> <u>この条例の規定において書面（書面，書類，文</u> <u>書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，</u> <u>図形等人の知覚によって認識することができる</u> <u>情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u> <u>以下この条において同じ。）で行うことが規定</u> <u>されている又は想定されるものについては，書</u> <u>面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子</u> <u>的方式，磁気的方式その他の知覚によっては</u> <u>認識することができない方式で作られる記録</u> <u>であつて，電子計算機による情報処理の用に供</u> <u>されるものをいう。）により行うことができる。</u>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第5章の次に1章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

議案第 2 号

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年富谷町条例第 20 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第41条 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 略 2・3 略 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項<u>(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 略 5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次</u>に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1	第1条～第41条 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 略 2・3 略 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項_____ _____の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 略 5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次</u>に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1

改 正 後	現 行
項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 6～9 略 第 4 3 条～第 5 2 条 略	項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 6～9 略 第 4 3 条～第 5 2 条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度富谷市一般会計補正予算（第 3 号））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので，その承認を求めるもの。

富専第 8 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 3 年度富谷市一般会計補正予算（第 3 号）（別紙のとおり）

令和 3 年 5 月 28 日

富谷市長 若 生 裕 俊

令和３年度富谷市一般会計補正予算（第３号）

令和３年度富谷市の一般会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８８，５８３千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５，３８７，１６３千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
15 国庫支出金		2,963,381	88,583	3,051,964
	1 国庫負担金	2,145,687	28,317	2,174,004
	2 国庫補助金	809,348	60,266	869,614
歳 入 合 計		15,298,580	88,583	15,387,163

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 衛生費		1,656,021	88,583	1,744,604
	1 保健衛生費	1,003,794	88,583	1,092,377
歳 出	合 計	15,298,580	88,583	15,387,163

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書
給与費明細書

1. 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款	項	補正前の額
15 国庫支出金		2,963,381
	1 国庫負担金	2,145,687
	2 国庫補助金	809,348
歳入合計		15,298,580

(単位：千円)

補正額	計
88,583	3,051,964
28,317	2,174,004
60,266	869,614
88,583	15,387,163

(歳 出)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛生費		1,656,021	88,583	1,744,604
	1 保健衛生費	1,003,794	88,583	1,092,377
歳 出 合 計		15,298,580	88,583	15,387,163

(単位：千円)

補 正 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
88,583	0	0	0	0
88,583	0	0	0	0
88,583	0	0	0	0

2. 歳入

(款)15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛生費国庫負担金	245,404	28,317	273,721
計	2,145,687	28,317	2,174,004

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	114,241	60,266	174,507
計	809,348	60,266	869,614

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費負担金	28,317	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 28,317

1 保健衛生費補助金	60,266	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 60,266

3. 歳出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 新型コロナ ウイルスワ クチン接種 費	353,061	88,583	441,644	88,583	0	0	0
計	1,003,794	88,583	1,092,377	88,583	0	0	0

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額	細 節 及 び そ の 金 額	主 な 事 業 名 及 び そ の 金 額
1 報酬	1,060	会計年度任用職員報酬 21人分 事務補助員 3人分 190 看護師 18人分 870	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 60,266 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業 28,317
3 職員手当等	5,223	職員 時間外勤務手当 5,223	
7 報償費	13,889	報償金 13,889	
8 旅費	35	費用弁償 35	
10 需用費	2,200	消耗品費 2,200	
11 役務費	3,442	通信運搬費 479 手数料 2,963	
12 委託料	59,061	委託料 集団接種会場運営業務 41,169 新型コロナウイルスワクチン接種対策業務 17,892	
13 使用料及び賃借料	2,573	使用料及び賃借料 予約システム賃借料 179 バス借上料 2,394	
17 備品購入費	1,100	庁用器具費等 1,100	

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	659	325,048	1,113,679	846,888	2,285,615
補 正 前	659	323,988	1,113,679	841,665	2,279,332
比 較		1,060		5,223	6,283

職 員 手 当	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	70,276	22,174	22,937	337,720
	補 正 前	70,276	22,174	22,937	337,720
	比 較				
の 内 訳	区 分	管 理 職 員 退 職 手 当 組 合 金 特 別 勤 務 手 当 負 担 (千円)	児 童 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	
	補 正 後	3,540	38,229	10,195	
	補 正 前	3,540	38,229	10,195	
	比 較				

共 済 費 合 計 備 考		
(千円)	(千円)	
427,336	2,712,951	
427,336	2,706,668	
	6,283	

勤 勉 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 当	住 居 手 当	宿 日 直 手 当
(千円)	(千円)	勤 務 手 (千円)	(千円)	(千円)
200,028	24,864	95,969	20,956	
200,028	24,864	90,746	20,956	
		5,223		
				計
				(千円)
				846,888
				841,665
				5,223

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	333		1,113,679	782,394	1,896,073
補 正 前	333		1,113,679	777,171	1,890,850
比 較				5,223	5,223

職 員 手 当	区 分	地 域 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	70,276	22,174	22,937	273,226
	補 正 前	70,276	22,174	22,937	273,226
の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	3,540	38,229	10,195	
	補 正 前	3,540	38,229	10,195	
	比 較				

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	326	325,048		64,494	389,542
補 正 前	326	323,988		64,494	388,482
比 較		1,060			1,060

職 員 手 当	区 分	地 域 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後				64,494
	補 正 前				64,494
の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後				
	補 正 前				
	比 較				

共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
367,429	2,263,502	
367,429	2,258,279	
	5,223	

勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
200,028	24,864	95,969	20,956	
200,028	24,864	90,746	20,956	
		5,223		
				計 (千円)
				782,394
				777,171
				5,223

共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
59,907	449,449	
59,907	448,389	
	1,060	

勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
				計 (千円)
				64,494
				64,494

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料		1 その他の増減分	
職 員 手 当 等	5,223	1 その他の増減分	5,223

説 明	備 考
地域手当 扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 5,223 住居手当 退職手当組合負担金 児童手当	